

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第 1 改定の内容

1 給料表

- (1) 現行の給料表を別記のとおり改定すること。
- (2) 教育職給料表(一)、教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表の備考 2 を次のとおりとすること。

ア 教育職給料表(一)

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員はこの表の額に 15,400 円を、同じく 4 級である職員は 7,700 円をそれぞれ加算する。

イ 教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員はこの表の額に 15,600 円を、同じく 4 級である職員は 8,100 円をそれぞれ加算する。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度を 418,600 円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する初任給調整手当の支給月額の限度を 52,600 円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

- (7) 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.2875 月分（特定幹部

- 職員にあっては、1.0875月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（特定幹部職員にあっては、1.2875月分）とすること。
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を、0.7375月分（特定幹部職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分（特定幹部職員にあっては、0.6375月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。
- (エ) 任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定幹部職員にあっては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（特定幹部職員にあっては、1.275月分）とすること。
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。
- (エ) 任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

特定任期付職員の勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

(3) 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、12,000円）とし、常直勤務に係る支給月額を25,000円とすること。

第２ 改定の実施時期

この改定は、令和８年４月１日から実施すること。ただし、第１の１の(２)については令和９年１月１日から、第１の２の(２)のイ及びウについては同年４月１日から実施すること。